

後期高齢者医療制度の財政のしくみ

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療制度では、制度に加入されているかたの医療費を、下の図のように社会全体で支えるしくみとなっています。



医療費総額

一部負担金

みなさまが医療機関等の窓口で支払った自己負担額

公費(税金) 約5割

公費負担総額を
【国:県:市町村=4:1:1】の割合で負担しています

現役世代からの支援金 約4割

会社の健康保険や国民健康保険に加入しているかたが納める保険料に、後期高齢者医療制度の支援金が含まれています

保険料 約1割

みなさまが納める保険料

医療費のうち、みなさまが医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用は、医療給付費として広域連合から医療機関等に支払います。

医療給付費が増加すれば、みなさまに納めていただく保険料も増加することになります。同時に現役世代の負担や、国・県・市町村の公費負担(みなさまも含めた国民全体から集めた税金)が増えることにもつながります。

令和2年度の予算

広域連合の予算には、医療給付費の支払いなど保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営に必要な事務費のための「一般会計」があります。

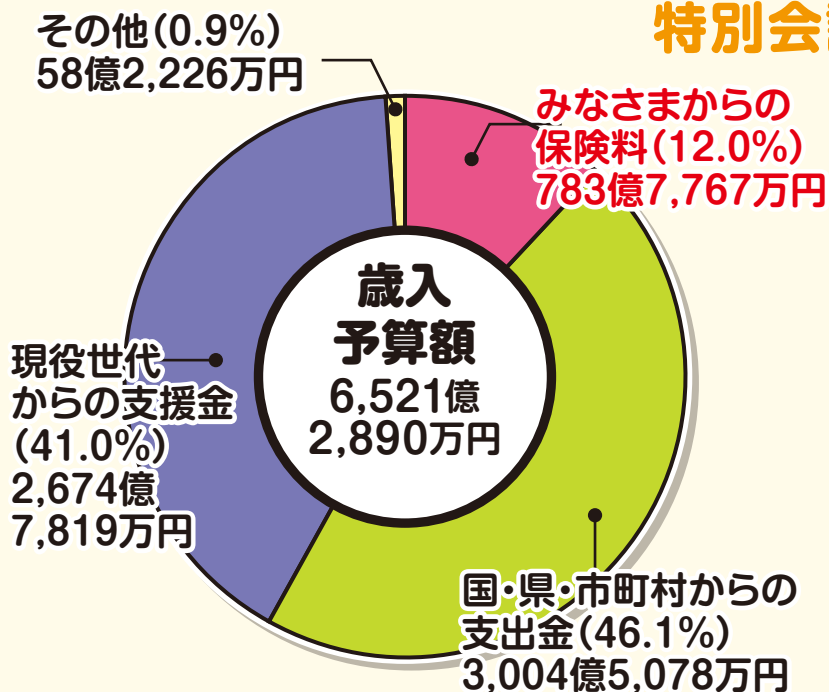
令和2年度の予算額は、特別会計は6,521億2,890万円で前年度と比べ2.0%の増、一般会計は26億8,717万円で、8.3%の増になりました。

令和元年度と比較して特別会計の額が増加した理由は、被保険者数の増加等により医療給付費や保健事業費が増加したこと等によります。

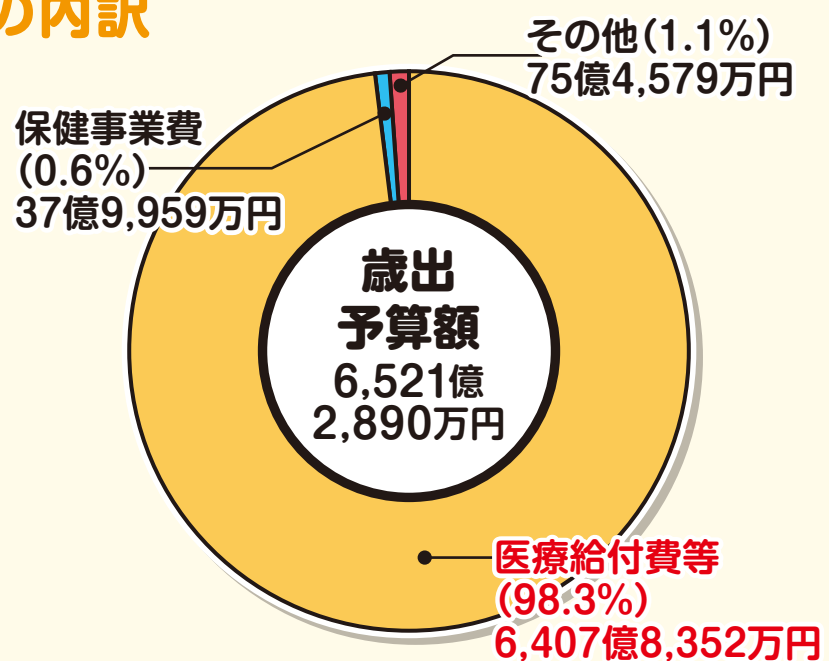
また、一般会計の額が増加した理由は、電算処理システム改修等により特別会計への繰出金が増加したことによります。



特別会計の内訳



歳入には、みなさまからの保険料の他、現役世代からの支援金、国、県、市町村からの支出金等があります。



歳出は、みなさまが医療機関等の窓口で支払われた自己負担分を除いた医療給付費の支払いが主になります。